



老振発0317第1号

平成23年3月17日

都道府県
各指定都市 介護保険・高齢者保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長



24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の協議について

平素より介護保険制度の円滑な運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、在宅においても24時間対応で、要介護高齢者に対し必要な時に必要なサービスを提供することの出来る新たな訪問サービスの構築や、地域包括支援センターの機能強化、インフォーマルサービスを含めた介護保険外サービスの利用促進、家族介護者の介護負担軽減のための対応等の対策が重要です。

そのため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（平成23年3月11日閣議決定）において、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の創設や、保険者機能の強化等を盛り込み、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組んでおります。

こうした取り組みの推進に向け、平成23年度予算（案）において、

- ① 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業
- ② 地域包括支援センター等機能強化事業
- ③ 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業
- ④ デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業

の4事業からなる、標記事業の創設を予定しており、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

つきましては、下記により市区町村から協議を募りますが、各都道府県におかれましては、管内市区町村への協議書の送付及び取りまとめをお願いするとともに、市区町村に対し、本事業の積極的な活用を促されますようお願いいたします。

なお、本事業に関する今後のスケジュールについては下記のとおりとする予定でありますので、併せて周知願います。

記

1. 提出資料及び方法

各都道府県において、管内市区町村より提出された、様式2～5（「平成23年度24時間対応の定期巡回・随時対応サービス及び家族介護者支援（レスパイトケア）等推進事業費補助金所要見込額調書（内訳表）」）に基づき、様式1「平成23年度24時間対応の定期巡回・随時対応サービス及び家族介護者支援（レスパイトケア）等推進事業費補助金所要見込額調書（総括表）」を作成し、様式2～5を添付した上で、3でお示する日程のとおり担当者宛メール又は郵送により提出してください。

（指定都市・中核市においては総括表の作成作業は必要ありません。）

作業の流れ

厚生労働省老健局振興課より都道府県等宛に協議書を送付（本通知）



都道府県において管内市区町村へ内訳表（様式2～5）を送付



市区町村において様式2～5を作成の上都道府県へ送付



都道府県において市区町村より提出のあった様式に基づき総括表（様式1）を作成



様式1～5をあわせて厚生労働省へメール又は郵送により送付

2. 市区町村において協議書（様式2～5）を作成する際の留意点

- (1) 様式2の作成にあたっては、別紙1「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（案）」及び別紙2「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業に関するQ&A」を参考に作成してください。
- (2) 様式3及び4の作成にあたっては、別紙3「地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱（案）」、別紙4「集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業実施要綱（案）」及び別紙5「地域包括支援センター等機能強化事業及び集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業に関するQ&A」を参考に作成してください。
- (3) 様式5の作成にあたっては、別紙6「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業実施要綱（案）」及び別紙7「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業に関するQ&A」を参考に作成してください。
- (4) 本事業の補助対象経費については、各事業の実施に必要な給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）を予定しております。

3. 今後のスケジュールについて

- 厚生労働省への協議書の提出〆切

第1次〆切 平成23年4月15日(金)必着

第2次〆切 平成23年5月13日(金)必着

* 第1次〆切までに協議書が整う場合は4月15日までにご提出ください。なお、最終的な提出の〆切については5月13日までといたします。

* 東北地方太平洋沖地震等への対応で、提出が困難な自治体については、後日、下記担当者まで個別にご相談願います。

- 内示

第1次 平成23年4月下旬を予定

第2次 平成23年5月下旬を予定

担当者連絡先及び提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 老健局 振興課

基準第一係 岸 佐藤

TEL : 03-5253-1111 (内3983)

FAX : 03-3503-7894

メールアドレス :

satou-yasuhiko@mhlw.go.jp